

会 議 録	
会議名	令和 5 年度丸亀市福祉推進委員会（第 4 回丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画策定委員会）
開催日時	令和 6 年 2 月 15 日（木） 14 時 02 分～14 時 36 分
開催場所	丸亀市役所本館 4 階 災害対策本部（会議室）
出席者	<p><b>出席委員</b></p> <p>糸川恭一、大坪淳子、香川智子、北川裕美子、木下眞一、古賀亮次、進和彦、武田龍広、原岡瑞穂、藤田登茂子、宮武博之、森佳司、山田智子</p> <p>（五十音順）</p> <p>13 名</p> <p><b>欠席委員</b></p> <p>金丸喜恵、森本雄次、吉田ゆかり</p> <p>3 名</p> <p><b>事務局</b></p> <p>福祉課長 近藤武司、福祉課副課長 十河久美子、福祉課障がい福祉担当長 森玲子、福祉課主任 安藤佑一郎</p>
次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>・丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画策定について</p> <p>4 その他</p> <p>・答申について</p> <p>5 閉会</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
十河副課長	<p>只今から、令和 5 年度丸亀市福祉推進委員会（第 4 回丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画策定委員会）を開会いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、丸亀市健康福祉部福祉課長近藤より御挨拶申し上げます。</p> <p><b>【課長挨拶】</b></p>
十河副課長	<p>ここで、本日の会議は委員 16 名のうち 12 名と半数以上の委員に出席いただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例第 1 条関係の別表の規定により、本会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。また、本会議は公開といたします。会議録につきましては、会議の概要を記録し、市のホームページにて公表いたします。</p>

北川会長	<p>これより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第 7 条の規定に、附属機関の会議は、会長が議長となりますので、会長に議長として進めていただきます。それでは北川会長、よろしく願いいたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それではこれより議長として会議を進めさせていただきます。円滑な進行に努めさせていただきますので委員の皆様には是非御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>次第 3、議事の「丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画策定について」を議題とします。まずは、1 月 10 日から 2 月 8 日まで実施したパブリックコメントの結果について、事務局から報告を求めます。いただいた御意見に対する市の回答案についても、併せて御報告ください。よろしく願いいたします。</p>
森担当長	<p>それでは、本計画に関わるパブリックコメントの実施結果について御報告させていただきます。</p> <p>資料 3 の「パブリックコメント結果報告について」を御覧ください。</p> <p>意見の提出期間は、令和 6 年 1 月 10 日から 2 月 8 日まで、意見の提出は 1 名で 3 件ありました。</p> <p>それでは、内容を報告します。</p> <p>資料 3 の番号 1、計画案の 32 ページです。意見の概要は、「ピアサポートの活動への参加人数」の実績値は、丸亀市としての実績値評価も必要だと思う。児童発達支援、放課後等デイサービスの質の低下が増加している中、ペアレントトレーニング、ピアサポート活動等は人材の質を上げるためにも、丸亀市として講座や養成研修を開催してもよいのではないかと思う、という御意見でした。市の考え方としましては、ピアサポートの活動は、県が実施するピアサポーター養成研修を受講後、登録を行い活動に参加するようになります。ピアサポーターの活動実績等については県が非公表としているため、計画で指標としている「ピアサポートの活動への参加人数」は、ピアサポーター養成研修の受講者数を記載しております。また、養成研修受講者数については、県全体の人数のみの公表とされているため、丸亀市の受講者数は不明となります。丸亀市独自の講座等の開催につきましては、効率的、効果的な研修の実施から、当面の間は、県の講座を活用し、周知や案内に努めてまいります。また、児童発達支援、放課後等デイサービス実施事業所の質の向上については、県とともに、事業所の適正な運営と質の向上が図れるよう、様々な機会を捉えて助言・指導に努めてまいります。後ろのページにいきます。</p>

	<p>御意見は2で、計画案は49ページです。車椅子利用者は移動時に、車椅子が移乗できる福祉車両が必要。丸亀市には移動支援事業所があっても福祉車両を確保している事業所が少ないため、身体障がい者は利用しにくい。車椅子利用者にも「自分らしい暮らし」ができるよう、「自立支援協議会」でも課題に取り上げ、体制の確立をしてほしい、という御意見です。市の考えとしましては、中讃西部地域自立支援協議会において、移動支援事業について、現状の課題を共有し、障がいの種別や特性に関わらず、利用者が利用しやすい体制の整備について、協議を行い推進に努めてまいります。</p> <p>最後の、3番の御意見ですが、計画案の48ページです。排泄管理支援用具以外に給付可能な事業が数多くあることに驚いた。広報や、手帳を持たれている方には「給付事業のお知らせ」の通知の送付等、積極的な事業周知が必要だと思う、という御意見です。市の考えとしましては、手帳を取得している方への制度の周知につきましては、現在市のホームページで閲覧ができる他、今後は、給付事業等を紹介した冊子「福祉制度のいろいろ」を送付する予定です。特に日常生活用具給付等事業につきましては、対象の種目や要件等が様々に定められておりますので、掲載方法などを工夫し、利用者の希望や障がいの特性に合わせた必要な日常生活用具の給付に努めてまいります、という回答です。</p> <p>以上です。</p>
北川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上でパブリックコメントに係る説明につきまして、御質問・御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>2番目の御意見の、「丸亀市には移動支援事業所があっても福祉車両を確保している事業所が少ない」というの、これ実際に少ない。どことどこを比較してっていうのがあるかもしれませんが。いかがですか。</p>
安藤主任	<p>福祉課の安藤と申します。</p> <p>うちの移動支援の事業所、移動支援を利用する際にあたって移動支援の事業を委託契約を受けていただけるところに対して、委託契約を結んでいる、というところがあるんですけども、今確か、30箇所ぐらい、20後半から30箇所ぐらい、委託契約を確かしていたと思うんですが。その中で、車両を持っているところが少ないという話は聞いております。ただ、どこの事業所がその車両を持っているかというところまでは市ではなかなか把握できないところがあるので、相談支援事業所さんとかから聞いたりとか、保護者さんから聞いたりとかというところで情報を集めているところです。</p>

北川会長	<p>はい、ありがとうございます。 他は何か。</p>
古賀委員	<p>よろしいですか。公募委員の古賀です。 番号 1 の市の考え方のところで、少し表現のところですか。私の考えを述べます。下から 8 行目です。「効率的、効果的な研修の実施から」とありますけれども、この表現だとしているのかしてないのか、ちょっとではわかりにくいと思いますので、例えば、“効率的、効果的な研修実施を図る観点から”のような表現にしたほうが伝わりやすいかなと思います。 二点目が、下から 4 行目ですね。「実施事業所の質の向上については」とあるんで、意見の中では「人材の質を上げるためにも」とあります。この意見に対して、市としては、事業所の質が良くないというように捉えて、それを上げるということ、言及しているように読めますが、ここまで丸亀市が、質が低いと承知されてるんであれば、この表現でもいいんですが、そうでなければ、あくまでも人材の質を上げるためという御意見ですので、例えば、“放課後等デイサービス実施事業所については”とし、質の向上、を削って、“県とともに事業所の適正な運営”ですね。あと“人材の質の向上”と。この御意見に答えるのであれば、“人材の”ということをつけ加えた方が、より意見に対する答えとしては明確な回答になるかと思います。以上です。</p>
北川会長	<p>ありがとうございました。いかがでしょうか。 ちょっと待ってください。 今の御意見に対して、もし、もうそのまま修正される、っていうこと。</p>
十河副課長	<p>はい、それで。ありがとうございます。 その方が、わかりやすい表現に変えるというところで、修正するようにいたします。ありがとうございました。</p>
北川会長	<p>はい、ありがとうございました。 はい、次、よろしくお願いします。そしたら、よろしくお願いします。</p>
糸川委員	<p>先ほど、安藤さんの方で、はっきり何事業者あるかというのがわからないということなんですけど。各施設へ FAX でも送って、回答アンケート形式で答えてもろたらほんの 1 日でできることで、それができていないというのはちょっとね、おかしいことですので。もうちょっと迅速にやっていただきたいなど。うちの障がい者団体でも車椅子の方が結局手配できなかったとか、で、行けんかった、というのも聞いておりますので、もうちょっと迅速にと。そ</p>

	<p>れと、どこが持つとって、どこへ頼んだらええか、とかいうのがね、2、3 か所でもあったら分かるんやけど、いつもここへ頼みよるきん、そこが時間が詰んどって利用できないいうた時に、ま、空いとるところないか思うて探すにも、どこがやってくれるのかいうのもわからないんで。その辺のあれも頼みます。</p>
北川会長	<p>よろしくお願いいいたします。 他に御意見等ございますでしょうか。 これはお一人というか、提出者は1名で、件数が3件っていうことは、同じ方から3件、この内容があったということですね。こちら、今年度からなので、ちょっとわからないところもあるんですが、割に、このぐらいの数なんです、パブリックコメントは。</p>
十河副課長	<p>前回の計画のときは、御意見はありませんでした。で、その三年前のときも御意見は無かったようです。</p>
北川会長	<p>貴重な御意見かなと思いますので、是非考え方をしっかりお伝えいただけたらなと思います。 それではよろしいでしょうか。無いようでしたらこれで市の考えについて、了承いたしたいと思います。 結果は、市のホームページで公表されることとなります。 続きまして、計画案について、事務局から説明を求めます。よろしくお願ひします。</p>
十河副課長	<p>前回の福祉推進委員会で御意見をいただいて修正した箇所や、事務局内で見直した際に修正が必要となった箇所等ございますので、前回の福祉推進委員会から修正した箇所について、まず御説明させていただきます。資料1の計画案と資料2、A4の横の資料ですね、「前回の福祉推進委員会後の修正箇所一覧」という資料を併せて御覧ください。なお、資料1の計画案は資料2の修正箇所を反映させたものとなっております。 計画案の1ページ目を御覧ください。3段落目の計画策定の趣旨を記載している段落ですが、国の指針に即して計画を作成する、という内容が入っておりませんでしたので、4行目の、3段落の4行目の「令和5年度をもって計画期間を終了することから」の後に、「国の『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』（以下、「国の指針」という。）に即して、」を追記いたしました。 次に、計画案の31ページを御覧ください。本計画における成果目標の表の</p>

令和 3 年度の数値のところを誤って令和 4 年度の数値が入っておりましたので、修正いたしました。それによって、目標の数値が変わることになりました。一番上の「令和 3 年度の一般就労移行者数」の数値は、5 人から 7 人に修正、それによって 2 行目の「一般就労への移行者数」が 7 人から 10 人に修正で 1.43 倍となります。3 行目の「うち、就労移行支援事業」が 3 人から 7 人、4 行目の「うち、就労継続支援 A 型」は変わりなく、5 行目の「うち、就労継続支援 B 型」は 2 人から 1 人へ修正いたします。7 行目の「令和 3 年度末の就労定着支援事業の利用者数」の数値が 10 人から 11 人へ変わりました。それに伴ってその下の行の「就労定着支援事業の利用者数」を 14 人から 16 人、1.45 倍に修正します。一番下の「就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所数の割合」の欄は、「10 割」というふうに割合を示す書き方に修正いたします。本市の場合、市内で就労定着支援を実施している事業所が 1 箇所、計画案 30 ページ、左のページを御覧いただき、第 6 期計画の評価・検証の表の一番下の行に記載しておりますとおり、6 期計画の目標であった、「就労定着率 8 割の事業所数」が 1 箇所と目標を達成している状況です。そのため、本計画における国の指針で定められた目標、「就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合が 2 割 5 分以上」においては、1 箇所の事業所の就労定着率が 7 割以上を維持することを目標と定めることとします。

次に、38 ページを御覧ください。下側の実績と見込みの表のうち、4 行目の「就労選択支援」のところ、「※国により令和 7 年 10 月創設予定」を記載いたしました。前回の委員会で御意見をいただいたところです。なお、その見込み量の記載の仕方について、少し語句を修正しまして、「利用ニーズの把握に努め、サービスを実施します。」としております。

次に、40 ページを御覧ください。一番下の見込み量確保のための方策の欄の最後の文、「また、国の報酬改定の動向を踏まえながら、事業所と連携したサービスの確保に努めます。」を追加いたしました。前回の委員会で御意見をいただいたところです。

次に、48 ページを御覧ください。一番上の事業の概要の表のうち、2 行目の介護・訓練支援用具の内容の欄の、3 番目と 4 番目の「訓練用いす」「訓練用ベッド」を削除しまして、「体位変換器」と記載いたします。これは、本市の「障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱」の種目を確認いたしまして、対象となる用具の記載に改めるものです。なお、4 行目の在宅療養等支援用具の内容欄の透析液加温器が加湿器と誤って記載しておりましたので修正しております。

同じく 48 ページの下側の実績と見込みの表中、一番下の居宅生活動作補助用具の行ですが、令和 5 年度の実績が、当初の作成時点で 0 だったので 0 と記載しておりましたが、現在再度確認しましたところ、現在で 7 件の申請が

ありましたので、7と修正いたします。見込み量につきましては、3年間の実績値の平均は6となるため、6をそのまま据え置きたいと思います。

次に、49ページを御覧ください。(7)手話奉仕員養成研修事業の見込み量確保のための方策の欄の2文目、通訳者の養成、という記載をしておりましたが、本市が実施するのは手話奉仕員の養成事業ですので、文頭を「手話奉仕員を養成する事業について」と修正いたします。前回の委員会からの修正箇所は以上です。この他に語句の修正。すみません。計画案の30ページ。すみません。戻っていただいて。修正漏れがあったようです。申し訳ありません。30ページの、第6期計画の評価・検証の表のところ、1番右側の達成率のところ、3行目の「就労継続支援A型事業・B型事業における移行者数」の達成率が500.0%とありましたが、600.0%。その下側の就労定着支援事業の利用率が121.4%となります。修正いたします。

このほかに、語句の修正と、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の概要の説明文の修正とか、体裁の調整を行っております。

続きまして、資料4「計画修正案」を御覧ください。本日お配りした資料です。本日欠席の森本委員から事前に御意見をいただいております。こちらの資料は、御意見を踏まえて、事務局として修正が必要と判断した箇所の抜粋となります。森本委員の御意見と、修正した内容について説明させていただきます。

まず、43ページ計画案の、見込み量確保のための方策、一番上、見込み量確保のための方策の欄の1文目の、「支援等の充実に努めます」の部分に、周知や支援の体制についてもう少し書き足してはどうかというような御意見をいただきました。これについては、資料の網掛けの部分のように「支援の周知や支援につながる相談体制も含めた障がい児通所支援等の充実に努めます。」というふうに追記をいたしました。

次に、資料4の裏側を御覧ください。成果目標1行目の児童発達支援センターの設置の項目で、目標値を「設置」と記載しておりましたが、「設置」という記載では既に1箇所設置されていることがわかりにくいのではないかと御意見をいただきました。これにつきましては、ほかの成果目標の記載とも併せまして、「1箇所」と修正し、併せて3行目の、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保のところも目標値を「1箇所」と修正し、その考え方のところで、圏域において現在1箇所ありますので、「市単独または」を削除いたします。なお、5行目の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の目標の欄が「設置」となっておりましたのを「配置」に修正しております。

以上のように修正したいと思います。御審議いただきますようお願いいたします。

北川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、事務局からの説明は終わりました。御質問・御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。今回で最終案ということになるということなので、今回これで了承いただくと、この計画（案）が外れる、ということですね。</p> <p>はい、よろしいでしょうか。そうしましたら、修正案を了承し、この計画案をもって最終案とするということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議無し)
北川会長	<p>はい。それでは、計画の最終案として御了承いただきました。</p> <p>続きまして、次第4その他「答申について」、事務局より説明を求めます。</p>
十河副課長	<p>只今御了承いただきましたので、本計画案について、福祉推進委員会より答申をいただくこととなります。</p> <p>答申につきましては、会長に一任し、市長に答申していただくということで、いかがでしょうか。</p>
各委員	(異議無し)
十河副課長	<p>ありがとうございます。それでは、会長から、市長に答申書をお渡しいただきます。その後、最終決定なされた計画が、令和6年4月から令和9年3月までの本市の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画となります。計画書の製作ができましたら、皆様に送付させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
北川会長	すみません。ちょっと質問。最終の形態っていうのは、冊子になる状態なんですね。
十河副課長	<p>そうです。今のがこれなんですけど。これは基本計画も一緒になった分厚いものなんですけど、これよりはもちろん薄くなって、この内容で、表紙が付きまして、製本されたものが出来上がるということになります。</p>
北川会長	表紙のデザインとかは、どういったものが。出来上がったものを見るということですか。



十河副課長	何か、皆様、御希望とかがおありになりましたら。
北川会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、以上になりますね。</p> <p>事務局からの説明について、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>無ければ、丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画に係る審議を全て終了いたします。</p> <p>円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。</p>
十河副課長	<p>北川会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、御審議ありがとうございました。</p> <p>本日御審議いただきました内容については、会議録を作成し、市のホームページにおいて公表することになります。</p> <p>特別委員の皆様におかれましては、本日の会議が最終となります。常任委員の皆様は、令和 7 年 6 月までの任期の間、引き続き福祉行政に係ります御審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了いたします。4 か月にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">終了</p>